

保護者の皆様へ

## 保存版

京都市立大原野中学校  
校長 宇野 宏文台風等に伴う「特別警報」、「暴風警報」に対する  
非常措置について

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。日頃は、本校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、台風等により京都南部または、京都・亀岡に「特別警報」または「暴風警報（特別警報を除く）」が発令された場合には、下記のような措置をとります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に充分注意して対応していただきますようお願い申しあげます。

なお、京都市の場合は、各種注意報・大雨洪水警報などの場合は臨時休業とはなりませんので、充分ご注意ください。（対象は「特別警報」と「暴風警報」です。）

## 記

## 1. 「特別警報」について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- (2) 「特別警報」が解除された場合は、次の措置をとります。

午前0時までに解除になった場合	5校時から始業（給食は中止）
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業

- (3) 在校中に発令された場合は、原則として、学校に留め置くこととし、帰宅させる場合は、原則として保護者へ引き渡しといたします。

## 2. 「暴風警報（特別警報を除く）」について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- (2) 「暴風警報」解除された場合は、次の措置をとります。

午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3校時から始業
午前11時までに解除になった場合	5校時から始業（給食は中止）
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

- (3) 在校中に発令された場合は、原則として学校に留め置くことといたします。帰宅については、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。帰宅に際しては、できるだけ団体による行動とし、安全措置をとり、安全に配慮したうえで帰宅させます。

## 3. 「避難勧告・避難指示（緊急）」が発令された場合について

本校の校区である大原野学区は「小畠川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。大原野学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

以上、非常措置となります。ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。